

○美しい星空を守る井原市光害防止条例施行規則

平成17年2月28日

規則第32号

改正 平成23年 3月 3日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、美しい星空を守る井原市光害防止条例(平成16年井原市条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 連続スペクトルタイプの光源 通常の光にはいろいろの波長が含まれており、その光を分光器によって分解し、そのエネルギーを波長の関数として表したものをスペクトルといい、連続スペクトルタイプの光源とは、そのスペクトルが波長とともに連続的に変化するタイプのものをいい、白熱電球がこのタイプに当たる。
- (2) 輝線タイプの光源 光のエネルギーがある固有の波長に集中し、輝線スペクトルで光る光源をいい、ナトリウム灯がこのタイプに属し、一般の蛍光灯は、水銀の輝線と弱い連続スペクトルの両成分を有する。

(光害防止審議会の組織及び運営)

第3条 条例第8条第3項の規定による井原市光害防止審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営は、次に定めるところによる。

- (1) 審議会は、委員10人以内で組織する。
- (2) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - ア 学識経験者
 - イ 関係行政機関の職員
- (3) 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 審議会に特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- (5) 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- (6) 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
- (7) 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (8) 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(天体観測の妨げにならない光源)

第4条 条例第11条第5項に規定する天体観測の妨げにならないタイプの光源とは、輝線タイプの光源のうち、エネルギー効率にも優れた低圧ナトリウム灯又はそれに準じた光源をいう。

(照明器具の配光基準及び照明器具設置の具体例)

第5条 条例第11条第8項に規定する照明器具の配光基準及び照明器具設置の具体例は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(適用除外の申請)

第6条 条例第12条第2項に規定する申請は、適用除外申請書(様式第1号)によるものとする。

(天体観測への協力申請)

第7条 条例第14条第2項に規定する申請は、天体観測への協力申請書(様式第2号)によるものとする。

(補助基準等)

第8条 条例第16条に規定する補助基準は、次に定めるところによる。

- (1) 水平以上に光を漏らさない遮光具の設置又は投光方向の変更 変更又は設置に要する経費の3分の2以内
- (2) 低圧ナトリウム灯等光源の変更 変更に必要な経費の3分の2以内
- (3) 点灯時間を制御できる設備又はモーションセンサーの設置 設置に必要な経費の3分の2以内
- (4) 事業所等で屋内照明の光を遮蔽する変更 設備に必要な経費の3分の2以内
- (5) その他光害防止対策に効果があると認められた事業 市長が認める額

2 条例第16条に規定する補助金を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

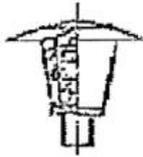
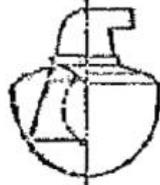
2 この規則の施行の日前に、美しい星空を守る美星町光害防止条例施行規則(平成元年美星町規則第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものをみなす。

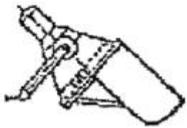
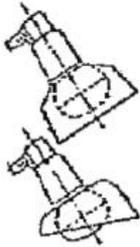
附 則(平成23年3月3日規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

照明器具の配光基準

照明器具の種類	基準	既設のものに対する対策例		
(1) 道路照明器具(ハイウェイ形)	(1) 新設のもの取付状態において鉛直角90度(以下90° Vと記す。)以上に出る光度は30cd/1000lm以下とする。	(1) カットオフ形*及びセミカットオフA形*の器具は現状のまま使用する。		
		(2) セミカットオフB形*及びノンカットオフ形*の器具は次のような対策を施す。		
		(ア) 遮光具を付ける。	(フード)	(ルーバ)
				
(2) 既設のもの同上	(1) 新設のもの90° V以上に出る光度は60cd/1000lm以下とする。	(イ) ソケットの位置を移動	(ウ) 器具の取付角度を変える。	
				
(2) ボールヘッド形及びブラケット形照明器具	(1) 新設のもの90° V以上に出る光度は60cd/1000lm以下とする。	遮光具を付ける。		
			(フード：深笠)	
		(ルーバ)	(遮光板兼反射板)	
				
(3) 投光器	(1) 新設のもの取付状態において	内部又は外部に遮光具を付ける。		
		(外部フードと外部ルー	(外部フードと内部ルー	

	90° V以上に出る光度は光軸光度の1/10以下とする。	バ)	バ)
	(2) 既設のもの同上		
(4) 反射形ランプ用照明器具(水銀ランプ、白熱電球用)	(1) 新設のもの取付状態において90° V以上に出る光度は光軸光度の1/10以下とする。 (2) 既設のもの同上	遮光具を付ける。	
		(フード)	
(5) 防爆形照明器具	(1) 新設のもの90° V以上に出る光度は60cd/1000lm以下とする。	(フードとルーバ)	

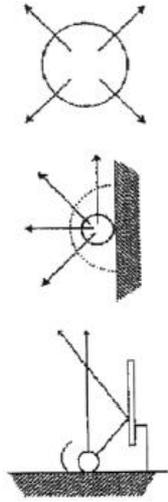
(注) *上記対策例中のカットオフ形、セミカセットオフA形、セミカットオフB形及びノンカットオフ形の器具は、水平取付状態において、水平角90度における鉛直角90度及び80度の光度(光源の光束1,000lm当たりの光度)が下表の値であるものをいう。

光度(cd/1,000lm) /器具の形式	カットオフ形	セミカットオフA形	セミカットオフB形	ノンカットオフ形
鉛直角90度	10以下	30以下	60以下	120以下
鉛直角80度	30以下	120以下	150以下	—

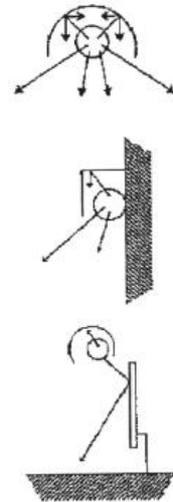
別表第2(第5条関係)

照明器具設置の具体例

悪い例



良い例



様式第1号(第6条関係)

適用除外申請書

年 月 日

井原市長 殿

住所
氏名 ㊟

美しい星空を守る井原市光害防止条例第12条第2項の規定により、適用除外を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 照明の設置場所
- 2 照明の概要(光源の種類、光度、遮光具その他)
- 3 照明の必要性等免除を申請しようとする理由
- 4 照明時間
- 5 光害防止のため特に配慮した事項
- 6 その他

様式第2号(第7条関係)

天体観測への協力申請書

年 月 日

井原市長 殿

住所

氏名 ㊟

美しい星空を守る井原市光害防止条例第14条第2項の規定により、天体観測への協力を下記のとおり申請します。

記

- 1 天体観測の内容
- 2 天体観測の場所
- 3 天体観測の日時
- 4 その他

様式第3号(第8条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

井原市長 殿

住所

氏名 ㊟

美しい星空を守る井原市光害防止条例第16条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 光害防止対策の内容(遮光具又は投光方向の変更、光源の変更、点灯時間を制御する設備、屋内照明を遮蔽する設備等を具体的に記入すること。)

2 事業費及び明細書

3 補助金交付申請額 _____ 円

※ 添付書類 完成写真、経費の概算

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)